

平成 28 年 4 月 18 日(月)

法務大臣

岩城 光英 殿

平成 28 年熊本地震に際しての司法試験受験者への対応について(要 望)

謹 啓

貴職におかれましては、ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、このたび熊本県益城町と震源とする地震に端を発し、断続的に発生し被害が広がっている平成 28 年熊本地震に際し、九州地域に居住して福岡会場での受験を予定する平成 28 年度司法試験受験者について下記の事情にありますので、九州・沖縄地域の法科大学院の責任者として、適切な措置をお願いしたく要望書を提出する次第です。

1. 九州地域に居住する平成 28 年度司法試験受験者の状況

主たる被災地である熊本県、大分県以南の南九州地域には、被災地に位置する熊本大学法科大学院の出身者はもちろん、それより南に位置する鹿児島大学法科大学院出身者のほか、九州・沖縄地域の各法科大学院をはじめ全国の法科大学院を修了し、帰省するなどして受験準備をしている司法試験受験者がいます。

南九州地域から受験会場の福岡市に行くためには、通常九州新幹線や高速バスの利用が想定されますが、平成 28 年 4 月 18 日現在、九州新幹線が脱線事故で不通となっており再開の見込みが立たず、在来線も寸断されており、高速道路は各所で不通となり高速バスが運休となっていて、試験会場への信頼できる経路を確保できる状況にありません。

また、九州北部や山口県に居住する受験者の中にも、長崎・佐賀・福岡南部や東部、山口県西部から日帰りでの受験を予定していた者が、交通事情が不安定な事情の下で新たに福岡での宿泊を希望するとしても、福岡市が被災地支援の前線基地となることが見込まれ宿泊先の確保が難しいことが推測されます。

2. 希望する措置

東日本大震災の際には、仙台会場受験者について、希望者に試験会場の変更が認められた例があると伺っています。つきましては、今次震災に際しても、福岡会場受験者に同様の措置を取っていただきたくお願いする次第です。

このほか、他の地域の受験生との公平の観点から必要と思われる措置について、積極的な対応をお願いいたします。

3. 迅速な対応のお願い

今次震災の被害事情の上に、試験まで期間がなく、福岡会場での受験を予定する九州地域に居住する司法試験受験者は、不安をいや増しているものと思われます。司法試験は、受験回数に制限のある試験であり、1度の受験に重みのある試験です。

迅速に適切な措置が公表、実施されることで、少しでも他の地域の受験者との公平が図られればと思います。

ご支援、ご高配を賜りますようお願いいたします。

以 上

九州大学法科大学院 院長	村上 裕章
熊本大学大学院法務研究科 研究科長	松原 弘信
琉球大学大学院法務研究科 研究科長	吉崎 敦憲
西南大学法科大学院 院長	小山 雅亀
福岡大学法科大学院 院長	石松 勉
鹿児島大学大学院司法政策研究科 研究科長	米田 憲市